

[令和5年11月28日改正、12月1日施行]

《141 頁》『会員等の外務員の登録等に関する規則』に関する細則」一部改正

新	旧
<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(再受講及び再受験等)</p> <p>第3条 (現行のとおり)</p> <p>(1) 登録の抹消の日から新たに登録を申請する日までに6年を超えていない者 当該外務員登録を申請しようとする日前1年以内に、<u>本会が開催する登録更新講習を修了した者又は本会の実施する外務員登録資格試験に合格した者</u>であること。</p> <p>(2) 登録の抹消の日から新たに登録を申請する日までに6年を超えている者又は当該登録の抹消の理由が規則第12条第1項第2号又は第3号のいずれかに該当する者 当該外務員登録を申請しようとする日前1年以内に本会の実施する外務員登録資格試験に合格した者であること。ただし、登録の抹消の日から6年を超えている者のうち、当該登録申請時の会員等に継続して6年を超えて在籍している者については、<u>当該外務員登録を申請しようとする日前1年以内に本会が開催する登録更新講習を修了した場合はこの限りではない。</u></p> <p>(登録の更新の特例)</p> <p>第4条 規則第4条第4号の△「細則に定める要件に該当するもの」とは、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>第5条～第11条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p><u>この改正は、令和5年12月1日から施行し、同年3月27日から適用する。</u></p>	<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(再受講及び再受験等)</p> <p>第3条 規則第4条第3号の「再受講等の要件」に該当する者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 登録の抹消の日から新たに登録を申請する日までに6年を超えていない者 当該外務員登録を申請しようとする日前1年以内に本会が開催する登録更新講習の<u>受講修了証書を有している者</u>であること。</p> <p>(2) 登録の抹消の日から新たに登録を申請する日までに6年を超えている者又は当該登録の抹消の理由が規則第12条第1項第2号又は第3号のいずれかに該当する者 当該外務員登録を申請しようとする日前1年以内に本会の実施する外務員登録資格試験に合格した者であること。ただし、登録の抹消の日から6年を超えている者のうち、当該登録申請時の会員等に継続して6年を超えて在籍している者については、<u>登録更新講習を受講し、修了証書を取得した場合はこの限りではない。</u></p> <p>(登録の更新の特例)</p> <p>第4条 規則第4条第4号の「細則に定める要件に該当するもの」とは、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>第5条～第11条 (略)</p> <p>(新設)</p>